

声楽家アーティスト派遣要項

公益財団法人 北野生涯教育振興会

1. 目的

公益財団法人 北野生涯教育振興会（以下、当財団という）は、生涯教育のテーマとして音楽に対する関心がますます高まってきている現状を鑑み、芸術振興の一助として、プロの声楽家の歌声とピアニストの演奏を生で聴いて、感じてもらおうと小中学校への派遣プログラムを実施する。

2. 派遣の対象となる学校

当財団が声楽家アーティスト派遣の対象とする学校は、当財団指定の教育委員会が選定した小中学校および当財団ホームページ等からの公募により応募された学校で、日本声楽家協会との協議のうえ決定する。

3. 学校数、学年および期間

声楽家アーティスト派遣を実施する学校数、学年および期間は、次のとおりとする。

- (1) 学校数 市区町村各教育委員会 1校または2校
- (2) 学年 小学校1年生～中学校3年生（人数は会場の広さによる）
- (3) 期間 4月～9月末まで（学校の都合により10月以降でも可能）

4. 声楽家アーティスト派遣の内容

- (1) 声楽家2名（男声1名・女声1名）、ピアニスト1名を派遣する
- (2) リハーサル1時間、本番1時間
音楽室または体育館等（ソーシャルディスタンスを確保できる会場）

5. 学校側への依頼事項

- (1) 演奏希望曲をご提示ください（サウンドオブミュージックメドレー、魔王花など2～3曲）。出演者を決める際に考慮します。ご希望に添えない場合がありますのでご承知おきください。特に無ければ結構です。
- (2) 子どもたちが歌う曲を1曲決めて楽譜をお送りください。できれば伴奏やパートが入ったもの。合唱指導をおこなったり一緒に歌ったりします。
- (3) 参加する学年と人数をご提示ください（例：5年生2クラス30名）。
- (4) 着替えるための控室をご用意ください（可能であれば鏡をご用意ください）。
- (5) 演奏会開催中のチャイムは消音してください。
- (6) ピアノの調律を当日または前日におこなってください（442Hz）。
費用は当財団が負担いたします。

6. その他

この要項は、必要に応じ見直しをおこなうものとする。

7. 施行

この要項は、2023年1月1日より施行する。